

別 紙 1（重要事項説明書）

榛名荘 介護老人保健施設 施設サービスのご案内

1. 事業者の概要

法人名称 一般財団法人 榛名荘
代 表 者 笛木 敬介
住 所 群馬県高崎市中室田町 5989
電話番号 027-374-1135（榛名荘代表番号）

榛名荘 介護老人保健施設の運営方針は

あけぼの苑高崎は、明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただき、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他の必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入苑利用の方の能力に応じた日常生活が出来るように支援し、家族の方と喜びあふれる生活が出来るよう、サービス機能の最大限をつくし、地域の皆様にご満足いただける運営をめざしております。

(1) サービス提供機関の名称

施設名	介護老人保健施設 あけぼの苑高崎	
フロア名称	3階・4階	
所在地	群馬県高崎市上豊岡町827-1	
電 話	027-343-2253	
ファックス	027-340-7118	
事業所番号	1050280062	
管 理 者	柳澤 勉	
施設長	柳澤 勉	
利用定員	通所 60名（長時間40名、AM短時間20名、PM短時間20名） 入所 80名	
多床室 (4人部屋)	3階	4階
	11室	6室
従来型個室	6室	6室
主な設備	機能訓練室・食堂・談話室・浴室（一般浴・特殊浴）・家族介護教室 通所リハビリ専用ルーム・リハビリ機器完備・介護教室・園芸用地 介護用品展示	

(2) 施設の事業内容

1. 介護老人保健施設
2. 指定短期入所療養介護
3. 指定通所リハビリテーション
4. 指定介護予防短期入所療養介護
5. 指定介護予防通所リハビリテーション

(3) 職 員 の 体 制

職 種	サ-ビス内容	人数
医 師	医学的管理	1名以上
看護職員	看 護 健康管理	9名以上
介護職員	生活介護	34名以上
薬剤師	薬剤管理	1名（0.26）名以上
管理栄養士 栄 養 士	栄養管理 食事指導	1名以上 1名以上
リハビリ職	機能・ 生活訓練 業務	理学療法士 6名以上（兼任） 作業療法士 1名以上（兼任） 言語聴覚士 1名以上（兼任）
歯科衛生士	口腔衛生	1名以上
支援相談員	相談業務	3名以上
介護支援 専門員	介護支援計 画	2名以上
事務職員	受付 事務	2名以上
その他	運転手、営 繕	2名以上

これらの各職種が、1人のご利用者方に対して目標をたて、職種ごとに多角的に支援をする事で、生活の自立と質の確保が図れるように、介護計画を立案しております。

(4) 通所リハビリの営業日及び営業時間

営業日：月曜から土曜(ただし、祝祭日及び12月30日～1月3日までを除く。)

営業時間：午前8時30分から午後5時30分

(5) 利用料等の額

別紙3(料金表)のとおりです。

(6) 事故発生時の対応

- ①あけぼの苑高崎では事故発生時の対応のシステムについて、あけぼの苑高崎リスク管理委員会で対応マニュアルを定めるものとします。
- ②あけぼの苑高崎は利用者に対する施設サービス等の提供について、事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な処置をとるとともに、利用者の家族に連絡します
- ③事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らない出来事(インシデント)についても同様とします。
- ④あけぼの苑高崎は、施設サービス等の提供により、あけぼの苑高崎の責めに帰すべき事由によって利用者が被害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償をおこないます。
また、利用者の責めに帰すべき事由によってあけぼの苑高崎が被害を被った場合は、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。

(7) 身体拘束ゼロの方針

- ①あけぼの苑高崎は、利用者の身体的な拘束や利用者の行動を制限する行為の実施ゼロを目指します。
- ②ただし緊急、やむを得ず身体拘束をする場合は、利用者に拘束する理由、拘束する時間、拘束の態様を説明し同意を得るものとします。緊急で、あらかじめ同意を得られない時には拘束後、すぐに同意を得ます。
- ③身体拘束を行った時には、医師または医師の指示を受けた職員が、利用者の心身の状況、拘束の態様、等を記録することとします。

(8) 高齢者虐待防止の取り組み

- ①あけぼの苑高崎では高齢者虐待防止の取り組みについて、あけぼの苑高崎虐待防止委員会で対応マニュアルを定めるものとします。
- ②あけぼの苑高崎では高齢者虐待防止に向けた職員研修を実施しています。
- ③あけぼの苑高崎では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているかいないかに関わらず速やかに市町村に通報します。

(9) 個人情報の保護の体制

- ①「個人情報保護方針」・「個人情報管理規程」・「個人情報の取り扱い規程」を定めこれの基づき、情報を収集・利用・管理しております。
- ② 個人情報についてのお知らせを各棟玄関掲示板に掲示しておりますのでご覧に

なり疑問点がありましたら申出てください。

- ③ 電話等によりご利用の有無について問い合わせがあった場合、回答を望まない場合はお申出ください。
- ④ 施設内に入室するにあたりましては、「ご来苑者記録」用紙に記載し来苑者タッグを掲示して頂くことになります。
 - * 個人情報の詳細につきましては、「個人情報の取り扱いについて」（別紙4）
玄関掲示板をご覧ください。

（10）要望及び苦情、ハラスメント処理の体制

- ① あけぼの苑高崎は、提供した施設サービス等に関し利用者又はその家族からの要望および苦情、ハラスメントの訴えがあった時は、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。
- ② 要望及び苦情の受付責任者は支援相談員とし、苦情の処理のシステムは、あけぼの苑高崎業務改善委員会で定めます。
- ③ 利用者又は家族の要望及び苦情、ハラスメントの訴えを受け付けるため、正面玄関および各フロアに「ご意見箱」を設置します。
- ④ ハラスメント対策について
 - （1）当苑は職場におけるハラスメント行為の防止に取組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。このような行為を防止することは、ご利用者の皆さまに、より良いサービスを継続して利用していただけることにもつながります。
 - （2）利用者およびその家族が当苑の職員に対して行う、身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）・精神的暴力（尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）・セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）については、事実確認のうえ、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

ハラスメントについては、別紙「介護現場でのハラスメントについて」を参照願います。

苦情受付責任者（支援相談員：戸塚和泉・小林おり絵・羽鳥景太・伊藤香保里・寺田悟志）

電話：027-343-2253

④施設外の苦情相談機関

- ・群馬県国民健康保険団体連合会
介護保険課 苦情処理相談窓口 電話：027-290-1323
- ・群馬県庁
健康福祉部 介護高齢課 電話：027-226-2561
- ・高崎市役所
長寿社会課 電話：027-321-1248
- ・安中市役所
介護高齢課 電話：027-382-1111
- ・高齢者あんしんセンター

本庁長寿社会課

電話：０２７-３２１-１３１９

はるな

電話：０２７-３９５-６５８０

新生会

電話：０２７-３９５-８０８０

八幡

電話：０２７-３８１-５３６７

豊岡

電話：０２７-３８１-５３８７

高風園

電話：０２７-３２５-３５７８

ことり

電話：０２７-３６２-１８９６

ようざん なみえ

電話：０２７-３８８-９１４３

さとの花

電話：０２７-３２１-２０００

森の小径

電話：０２７-３４４-４４３９

たかさき社協

電話：０２７-３７０-８８４７

高崎市以外にご住所がある方は、各市町村の介護保険の窓口が苦情受付窓口になっています。

（１０）食事の提供について

ご利用者様のご希望に応じて、食事提供時間及び食事の場所を選択出来ます。
詳しくは職員にお申し出下さい

（１１）非常災害対策

みなさまの安全を確保するため、非常事態対策に取り組んでおります。

- ・ 防災設備 火災報知器・消火器・消火栓・緊急通報装置を設置しております
- ・ 防災訓練 年２回実施 ご利用されている方も参加しております。
- ・ 消火訓練 職員が消火器・消火栓を使用しての消火訓練を実施しております。
- ・ 通報訓練 年２回実施
- ・ 業務継続に向けた取組

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、早期の業務再開を図る計画を策定し、従業員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しております。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っております。

（１２）介護職員による内服介助について（入苑・通苑時）

以下の３条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認したうえで、介護職員が医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助することがあります。

- ① 利用者が入院・入所して治療する必要が無く容態が安定していること。
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと。
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと。

（１３）ケアプラン等の同意方法について

施設が作成した介護提供のケアプラン等（ケアリハビリ、栄養、口腔等の計画書）を利用者又は家族に定期的に説明交付し、同意をお願いしておりますが、場合によ

っては、書面ではなく電磁的記録（メルタス等）を使用してケアプラン等の説明交付し同意を行っていただくことがありますので、ご承知ください。なお、電磁的記録による説明交付及び同意に問題がある方は、申出てくださいますようお願いいたします。

別紙2（サービスの内容） 2 , サ ー ビ ス の 内 容

10の基本サービスをご用意して提供しております。

☆ 施設サービス計画の立案

生活に張りを持っていただき、自立生活の支援を行うため、お一人お一人について職員一同がサービス計画を検討作成し、実行しております。

☆ 食 事 の 提 供

旬の食材を、ご希望にあわせて食べやすく加工して、食前まで保温保冷を行い、適切な時間に提供しております。

朝食 7時45分から8時25分

昼食 11時45分から12時25分

夕食 18時から18時40分

*家庭での食事内容・献立方法について疑問点がありましたらお気軽に職員に申出てください。常勤の管理栄養士がアドバイスいたします。

☆ 入浴サービス

週に2回 介護を要する人でも気持ちよく入浴ができます。（通所利用の方は、要介護の方で申し出があれば入浴できます）

寝たまま入れるお風呂と、家庭用のお風呂を用意して提供しております。

☆ 医学管理・看護サービス

医学管理のもと、介護・リハビリ・健康管理を行います。

☆ 介護サービス

個人の残存能力を引き出し、計画に沿った介護を行っております。

☆ 機能訓練

理学療法士・作業療法士等の指導により、生活動作の訓練を行います。

すべての苑内の生活活動は、リハビリテーション効果を期待して設定されているものです。

☆ 相談援助サービス

総合的な相談窓口として、ご利用ください。

本人の希望や、家族の方の考えを共有して、共に歩み考えていけたらと思います。お気軽にお声を掛けて下さい。

☆ レクリエーションサービス

生活に幅とリズムをもたらせる事ができるよう、1日の流れの中でレクリエーション計画が作成されます。
また、季節感をあじわって頂けるよう、季節にあった行事を提供しております。

餅つき・豆まき・花見・すいとん作り・七夕・
買い物ツアー・ピクニック・演芸鑑賞・納涼祭
まんじゅう作り・敬老会・映画鑑賞・忘年会など

☆ 介護保険の手続き代行

☆ 理美容サービス

有料低額にて提供

3. 協 力 医 療 機 関 に つ い て

当苑では、協力医療機関を指定して、利用されている方の状態に応じすみやかに対応できる体制がとられております。

併設・協力医療機関

・ 榛名荘病院	高崎市中室田町5989 入院 231ベッド	・ TEL 027-374-1135
・ 榛名荘病院歯科	高崎市中室田町5989	・ TEL 027-374-1135
・ はるな脳外科	高崎市上豊岡町827-1	・ TEL 027-343-2220
・ 野口病院	高崎市請地町38	・ TEL 027-322-2288
・ 真木病院	高崎市筑縄町71-1	・ TEL 027-361-8411
・ 日高病院	高崎市中尾町886	・ TEL 027-362-6201
・ 関越中央病院	高崎市北原町71	・ TEL 027-373-5115
・ 正田病院	安中市安中1-16-32	・ TEL 027-382-1123
・ はるな生協歯科クリニック	高崎市高関町498-1	・ TEL 027-388-0022

4. ご利用にあたっての注意事項（入苑・通苑）

多くの方が同じ屋根のもとで時を過ごすことになります。みなさまがお互いにほんの少しの思いやりを持って頂くことにより、ここでの生活を思い出深いもの、より心地よいものへと変えていくことと思います。

○ 面会 は（入苑時）

「ご来苑記録」用紙がおかれております。面会時には記入し、職員にお渡しください。記入して頂いた方には、ご面会者とわかるように首からカードを提げて頂きます。
セキュリティの強化のためご協力くださいますようお願いいたします。

面会時間 午前 10:00 ～ 午後 7:00

※曜日制限はありません。

利用されている方は何かにつけ不安になりますので、頻回に面会をお願いいたします。

※感染症流行時期については、面会が禁止となることもあります。その際は、タブレットを用いたビデオ通話にて指定日時に面会ができるよう対応いたします。

○ ご都合がよいときには外出や外泊をお願いします。（入苑時）

外出・外泊をご都合のつく限りお願いいたします。外出、外泊した結果、以前と比べ変化した点や問題になった点を職員にお知らせ下さい。今後のケアプランに反映致します。
※感染症流行時期については、外出・外泊が禁止となることもあります。

○ 携帯電話、スマートフォンなどの各通信機器の持ち込みについては、施設の運営、他のご利用者へ迷惑が掛からない範囲内での使用は可能です。（入苑・通苑時）

通販で買い物をして商品が苑に届くことや外部の方を苑に呼ぶなど、各種通信機器の適切な取り扱いができない状況の場合は、持ち込みやご使用を禁止させていただくこともあります。

○ お酒・タバコの持ち込みは禁止です。（入苑・通苑時）

○ 火気の持ち込みは禁止です。（入苑・通苑時）

みなさまの安全を守るため、苑内での火気（マッチ・ライター等）の持ち込みは禁止しております。

○ 食べ物の持ち込みはご遠慮下さい。（入苑・通苑時）

感染症予防、伝染性の食中毒の予防と窒息の危険回避のため、食べ物の持ち込みはご遠慮願います。

○ 家電を持ち込む際は届け出が必要です。（入苑時）

家電を持ち込み施設内のコンセントを使用する時は、『家電器具使用届け』用紙にご記入をお願い致します。

使用を取りやめるときは、『家電器具使用中止届け』をご記入下さい。

料金については、別紙「料金表」を参照して下さい。

○ **持ち物にはお名前を（入苑・通苑時）**

持ち込まれる全てのお荷物のわかりやすい場所に、大きく名前をご記入下さい。

○ **洗濯物は（入苑時）**

家族の方が持ち帰り洗濯して下さい。

対応出来ない場合は苑でクリーニングにお出し致します。

料金については、別紙「料金表」を参照して下さい。

○ **金銭・貴重品の管理は自己責任で（入苑・通苑時）***

現金はご利用されるご本人には持たせないようにお願い致します。

紛失した場合も、当苑では一切責任を負えません。

○ **通所中の医療機関の受診について（通苑時）**

① 定期的な外来受診は、通所時間内においては受診できません。

② 職員の判断に基づく、緊急時の対応においてのみ外来受診できます。

○ **宗教活動は（入苑・通苑時）**

個人的に宗教を信仰する事は自由ですが、周りの人に迷惑をかけるような行為がないようにお願い致します。

○ **ペットの持ち込みは（入苑・通苑時）**

ペットの持ち込みは、衛生上の問題で禁止しております。

○ **他施設の紹介（入苑・通苑時）**

当苑で対応が困難な状態の場合や専門的な対応が必要な場合は、医療機関を紹介致します。

○ **その他（入苑・通苑時）**

当苑では、療養生活を快適におくって頂くために、営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動は禁止します。

○ **相談窓口（入苑・通苑時）**

当苑には相談の専門員として支援相談員と介護支援専門員が勤務しております。

お気軽にご相談下さい。（電話027-343-2253）

また、要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

○ **介護保険証と負担割証、限度額認定証（ある方のみ）医療保険証、老人医療受給者証、健康手帳を月1回受付にご持参下さい。 毎月、お支払いの時に受付事務にご提示下さい。**

○ **利用料金の支払いについて**

毎月10日に前月ひと月分の利用料が計算されます。入苑の方は、毎月20日頃にご利用料金のお知らせと請求書を連絡専用アプリにてデータ送信又は郵送いたします。通苑の

方は、ご利用時にお持ち帰りいただきます（郵送も可能です）。お支払は、銀行口座引き落としになります。引き落とし日は、請求書に記載された利用月の翌々月の12日（土日祝祭日の場合は、その翌日以降）となります。領収書は、引き落としした月の翌月に連絡専用アプリにてデータ送信又は請求書と一緒に郵送いたします。

○ **地域の行事の参加について**

地域行事が開催される場合はお知らせください。苑として都合のつく場合は、ご利用者が参加出来るようご配慮いたします。ご家族の方もご協力お願いいたします。

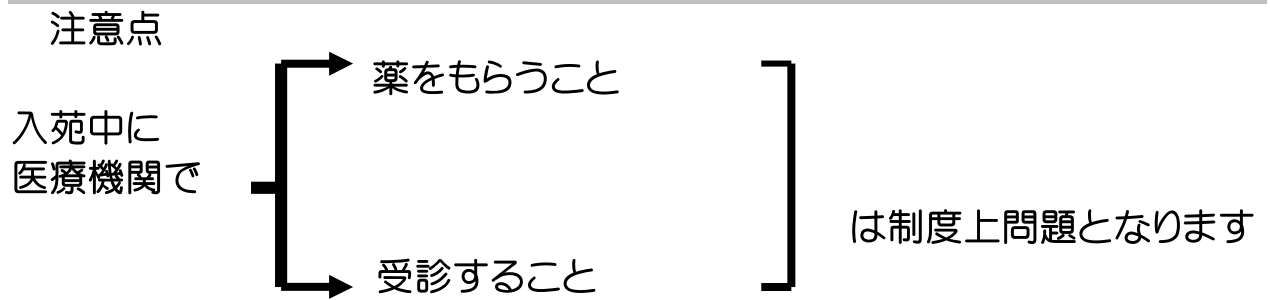
○ **個人情報の取り扱いについて**

申込時にお配りした別紙4に基づいて行います。特段の配慮が必要な場合は、師長か事務窓口までお申し出ください。

○ **リハビリテーション会議等のテレビ電話装置等の活用について（入苑・通苑時）**

リハビリテーション会議等の実施時、離れた場所から出席や参加する方のために、テレビ電話装置等を活用することがあります。

入苑をご利用中の皆様、入苑をご利用される予定がある皆様は
以下の注意点をお守りください。



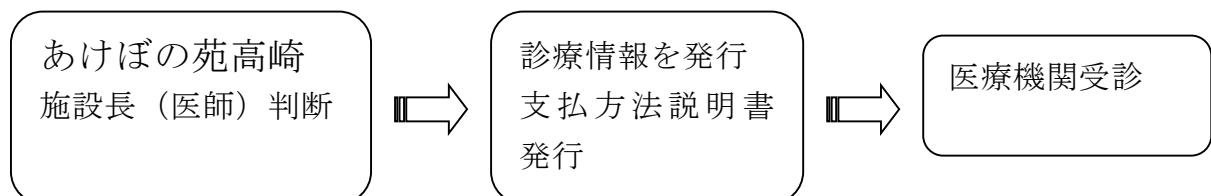
その訳は

老人保健施設は医療系の介護保険施設です。日常的な医学管理は費用に包括されています。

そのため、入苑中に医療機関に薬をもらうことや、医療機関で診察をすることは基本的には認められておりません。

ただし、日常的な医学的対応の範囲を越えるようなときは、あけぼの苑高崎 施設長（医師）が判断し医療機関に受診していただくことになります。（下の図のように手続きが必要です）

医療機関受診時の手続き



* この場合は、老人保健施設に現在入苑されている旨の内容を含んだ受診先医療機関の会計に宛てた説明書と、診療情報を受診先の医師に対して発行いたします。その情報を持っていく必要があります。

上記の手続きを取らずに医療機関に受診したり、薬を処方してもらうと、受診先の医療機関にも迷惑が及びますし、介護保険上問題が発生します。

相談窓口は

「受診が必要なのは？」 とご家族様が判断した時は、必ず看護師長または相談員（戸塚 小林 羽鳥 伊藤 寺田）へ相談していただくようお願いいたします。

平成17年4月より全面施行された「個人情報保護法」に従い、当財団では個人情報取り扱い規程を制定し、また監査体制を強化致します。また、外部委託機関との間におきましても、個人情報保護を契約条項において規程致します。

つきましては、介護を安全・確実にご提供するために、同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(厚生労働省発行)に従い、当苑をご利用している皆様方の個人情報の取り扱いについて、以下の点をご了解下さいますようお願い申し上げます。

〔ご利用者への介護、医療サービスの提供に必要な利用目的〕

(あけぼの苑高崎内部での利用目的)

- ・ お一人お一人のご利用者の方への、介護及び医療の安全・確実な提供のために利用させていただきます。
⇒医療・介護提供のために、処方箋や指示書・伝票などには個人情報が記載されますが、その取り扱いや廃棄に関する規程を作成した上で十分留意します。
- ・ 介護保険事務や施設管理、会計、経理、医療・介護安全対策、サービス向上活動に利用させていただきます。

(他事業者等への情報提供を伴う利用目的)

一当施設がご利用者等に提供するサービスのうち

- ・ 治療やお世話を行う上で、一般財団法人榛名荘内の他事業所または他の病院、診療所、施設、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会への回答をいたします。
- ・ より適切な診療・介護を行う上で、外部の医師等の意見・助言が必要な場合に情報収集あるいは提供に利用いたします。
- ・ 検体検査業務の委託やその他の業務委託などの場合、誤認防止のために情報を利用いたします。
- ・ ご家族の病状・心身の状況説明に利用いたします。

一介護保険事務のうち

- ・ 介護保険事務のうち、一部保険業務の委託先、審査支払機関へのレセプト提出。同機関からの照会に対する回答に利用します。
- ・ 事業者から委託を受けて健康診断等を行った場合、事業者へその結果を通知いたします。
- ・ 賠償責任保険などに係る医療・介護に関する専門の団体・保険会社等への相談または届出に、利用することがあります。

〔上記以外の利用目的〕

（あけぼの苑高崎内部での利用に係る利用目的）

- ・ 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のための基礎資料として利用させていただきます。
- ・ 当施設内部で行われる学生実習への協力。
- ・ 症例検討や事例研究の際に利用させていただきます。

⇒医学、医療、介護の進歩のために、匿名化したうえで利用させていただくことがあります。この際は、事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は、その利用については原則として本人の同意を頂戴します。

- 苑内におけるイベント時の写真を施設内に掲示いたします。
- 誕生日祝い時に、生年月日とお名前をホールに掲示いたします

（他の事業者への情報提供に係る利用目的）

- 当苑の管理運営業務のうち、外部監査機関へ情報を提供する場合があります。

（法令上の利用目的）

- ・ 法令に基づく場合・生命・身体・財産保護・公衆生活の向上、国等の公共団体からの協力依頼の場合には、例外としてご本人の同意を得ることなく利用する場合があります。

以上につきまして、不明な点や異議がある場合には、遠慮なく対応窓口へお申し付けください。なお、ご本人の個人情報はお申し出により開示させていただきます。診療記録の開示に関しては別途開示規定に従わせていただきます。また、以上の点に同意されなくとも、何ら不利益は生じません。さらに、同意及び留保はお申し出により、いつでも変更することができます。